

令和3年7月1日から 認定基準の一部変更があります 「被扶養者認定取扱基準」を作成しました

共済組合では、被扶養者の認定にあたり「被扶養者認定の手引き」を定めて事務を行ってまいりましたが、近年の少子高齢化や核家族化などに伴う家族構成の変化や、働き方の多様化に対応するため、これまでの基準を一部変更した新たな「被扶養者認定取扱基準」を定めました。

今後はこの基準に基づき、より公平で適正な取扱いを行ってまいりますので、組合員の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

この基準の適用日は、令和3年7月1日となります。今号では主な変更点をお知らせします。今年度の被扶養者実態調査については、変更後の基準により行うことになりますのでご確認ください。

また、当組合ホームページにも「被扶養者認定取扱基準」を掲載していますのであわせてご覧ください。

1 パート・アルバイト等月々の給与が変動する方は 給与月額を基礎とした“年額判定”(年額130万円)を行います。

月額108,334円(130万円÷12月)を基本とし、3か月の平均給与額が同額以上となる場合、その時点における今後1年間の収入見込額が認定基準額130万円以上になるとして認定取消を行ってきましたが、対象者には季節的に勤務時間が増加するケースが多く、年間でみると130万円未満である事例も少なくないことから、年額判定を行うよう改めました。

※被扶養者実態調査において、過去1年間、同一の勤務状況であった方について年間130万円未満であれば遡及取消は行いません。

事例 年末年始のみ勤務時間増となったが、今後増加する見込みはない。

勤務月	12月	1月	2月	3月～
給与月額(円)	130,000	140,000	80,000	80,000見込

●3か月平均(12～2月)…

$$(130,000+140,000+80,000) \div 3\text{月} = 116,666\text{円} \geq 108,334\text{円}$$

●年間見込(12～11月)…

$$130,000+140,000+80,000 \times 10\text{月} = 1,070,000\text{円} < 1,300,000\text{円}$$

→ 過去1年間においても、同一の勤務条件により130万円未満との実績がある場合や、直近3か月の実績は季節的な勤務時間増であり、当該3か月を含めた今後1年間の収入でも130万未満となる見込みであるとの勤務先の証明があれば、認定継続となります。(3か月平均で月額基準額を超えた翌月1日(3/1)付け取消の必要はありません)

給与収入者の判断基準

ア. 雇用開始(変更)時点において雇用契約書上、月額108,334円以上となることが明らか。

→ “雇用開始(変更)日”付け認定取消

※別途、賞与が支給される場合は、賞与額を含め年額130万円未満かどうかを判断します。

※短期間雇用の場合、当該雇用期間のみでは年額130万円未満ですが、その後再就職し年額130万以上となる可能性もあることから、当該雇用期間中(月額108,334円以上であることが確定している間)は認定できません。

イ. 雇用開始(変更)時点では、月額108,334円以上となることが想定できなかったが、直近3か月の平均が月108,334円以上、かつ、今後も同様の勤務状況が見込まれる。

→ “3か月の平均が月108,334円以上となった翌月1日”付け認定取消

ウ. 直近3か月の平均が月108,334円以上であるが、季節的に勤務日数が多い時期であり、今後は勤務日数も少なく130万円以上となる見込みはない。

→ 繰り認定

※パートの配偶者など130万円未満に収まるように勤務を予定されている方も多いと思われます。通常、同一の勤務条件にて勤務し130万円未満であれば問題ありませんが、万一130万円を超えた場合、勤務状況によっては、遡って取消を行う場合がありますので十分ご注意ください。

※令和2年中に新型コロナ感染拡大による支援として支払われた各種給付金等の一時的な収入については、“恒常的収入”には含みません。※年1回行っている被扶養者実態調査において直近1年間の給与収入が130万円以上であった場合、コロナ関係給付金など一時的な収入であるとの確認が取れない限り継続認定できません。(1年未満の雇用期間の場合は雇用期間中の平均月収により判断。月平均108,334円以上の場合は、“季節的又は一時的な事由であり、今後1年間の収入見込額は130万円未満”との勤務先の証明がある場合のみ継続認定)

2 別居の場合の認定要件を追加します。

認定基準上、“認定対象者の収入以上の仕送り”を行っていることが要件となります。仕送り額が高額となる場合など、仕送り後の組合員の生計費等に疑惑が生じるケースも多かったため、“仕送り額”に関する妥当性の基準として、仕送り元世帯の1人当たりの収入額が、仕送り先世帯の1人当たりの収入額を下回る=逆転する場合には、原則として被扶養者として認定できないよう改めました。

また、最低仕送り額について“月額5万円”としていましたが、“年間合計65万円”(収入基準額130万円÷2。1人当たりの金額)に変更します。

事例

	仕送り前	仕送り後(一人当たり生計費)	…仕送りを行うことにより、組合員自身の生計費を上回る状況となりますので認定できません。
仕送り元世帯	組合員:700万円 配偶者:100万円 子2人:0	(800万-120万)÷4人=170万円	ただし、当該仕送りを行わなければならぬ特段の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえ判断を行います。
	↓ 仕送り120万円	▲ 【認定不可】	
仕送り先世帯	母:年金120万円	120万+120万=240万円	

最低仕送り額

これまで毎月5万円の仕送りを行っていた方は、新たな基準では要件を満たさなくなります。

※これらの基準変更により取り消しを行う場合、周知期間を考慮し「令和3年10月1日付け」とします。

3 被扶養者の収入基準に「組合員の年間収入の1/2未満であること」を追加します。

令和4年10月の短時間労働者の共済組合加入に向けて、健康保険法(協会けんぽ)に準じた取扱いを行います。

被扶養者の収入基準

年間収入が130万円(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者の場合年額180万円)未満であって、かつ、組合員の年間収入の1/2未満であること(なお、1/2以上組合員の収入未満であっても、当該組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者とします。)

被扶養者の資格を取消したときの医療費返還について



被扶養者が就職したり、収入額が増えたりして被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、その事実が発生した日に遡って被扶養者の資格を取り消すこととなります。

取消日から届出までの期間に共済組合の被扶養者証(保険証)を使用して医療機関等を受診していたときは、共済組合が医療機関へ支払った医療費を返還していただきます。

なお、共済組合へ返還した医療費については、被扶養者が新たに加入した健康保険組合や国民健康保険に請求すると返還額相当額(家族療養費附加金を除きます。)が給付されますが、遅延した期間が長いとその返還額が高額になり、一時的な支払いとはいえない金銭面の負担になります。

このほか、医療費返還のため金融機関に出向いたり、給付金の請求手続きをするなど事務的な負担も生じるため、日頃から被扶養者の収入額を把握し、取消の事実が生じたときはすみやかに届出をしてください。

問い合わせ先 保険課 ☎092-651-2463